

4 監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 3 年 12 月 13 日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 27 日

福岡市監査委員	大原 弥寿男
同	尾花 康 広
同	水町 博 之
同	本野 正 紀

1 監査報告と措置の件数

3 監査公表第 3 号（令和 3 年 5 月 27 日付福岡市公報第 6772 号（別冊 3）公表）分

・・・8 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>借損料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>借損料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度「Jリーグ入場券（単価契約）」外 3 件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>	<p>指摘内容について、課内での共有や、適切な事務処理に向けた課内研修を令和 3 年 6 月に実施するとともに、令和 2 年 11 月以降は、支払遅延が生じないよう債権者に対して請求書の速やかな提出の必要性の説明や、催促欄付きのチェックリストを活用した指導・催促を徹底するなど、チェック体制を強化の上、再発防止に努めている。</p>

(2) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>乗車券に係る出納管理について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品の出納管理に当たっては、交付状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、企業出納員及び担当者は、適時確認を行わなければならない。しかしながら、販売用の乗車券の出納管理において、乗車券受払簿への記録及び在庫管理が適正に行われていなかったため、受払簿の残枚数と現物の数が一致しておらず、実査日（令和2年10月27日）現在、乗車券4種のうち2種について、受払簿の残枚数合計（1,800枚）より現物合計（1,798枚）が2枚少なく、それ以外の2種については、受払簿の残枚数合計（33,520枚）より現物合計（33,930枚）が410枚多かった。</p> <p>今後は、適正な事務処理が行われるよう早急に対策を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">（営業課）</p>	<p>乗車券の出納管理において、令和2年11月以降は、乗車券受払簿への記録及び在庫管理を適正に行うよう、監督者等を含めた複数人でダブルチェックを行いながら実施するよう改めた。</p> <p>また、出納事務について、管理監督者により定期的にチェックできるよう、乗車券受払簿に管理監督者の確認欄を設け、管理体制を強化することで、適正な事務処理を行うよう努めている。</p>
---	--

（工事監査）

1 局別監査

(1) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 土留工及び地質調査費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>箱崎ポンプ場放流渠（吐口）築造外工事 [総合評価] [No.18]</p> <p>（契約金額4億3,421万8,320円）</p> <p>本工事は浸水対策に伴いポンプ場放流渠（吐口）等を新しく築造する工事である。</p> <p>土留工の積算において、仮設材（H型鋼及び鋼矢板）の賃料を計上する際に、H型鋼の対象重量を誤った結果、</p>	<p>今後は、土木工事標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書に則り、適正な積算に努める。</p> <p>それに向けて、令和3年4月に局内に今回の指摘内容を周知するとともに、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえ、積算運用の手引きを令和3年4月に、チェックリストを令和3年6月に改定し、再発防止を図っている。</p>

<p>過大な積算となり、鋼矢板の賃料計算では適用する作業区分を誤り、標準作業とすべきところ軽作業を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、鋼矢板の購入費を計上する際に、適用する単価の条件を誤るとともに、控除する必要がない撤去部分のスクラップ処分費（撤去後の鋼矢板を有価物として引き取る費用）を別途控除して積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>さらに、地質調査費の積算において、機械ボーリング作業に必要な足場仮設費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(施設整備課)</p>	
<p>(イ) 仮設工及び地質調査費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>箱崎ポンプ場流入渠外築造工事 [総合評価] [No.19] (契約金額2億9,342万7,800円)</p> <p>本工事は浸水対策に伴いポンプ場流入渠等を新しく築造する工事である。</p> <p>仮設工の積算において、鋼矢板の購入費を計上する際に、控除する必要がない撤去部分のスクラップ処分費（撤去後の鋼矢板を有価物として引き取る費用）を別途控除して積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、地質調査費の積算において、機械ボーリング作業に必要な足場仮設費を計上しないまま積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p>	<p>今後は、土木工事標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書に則り、適正な積算に努める。</p> <p>それに向けて、令和3年4月に局内に今回の指摘内容を周知するとともに、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえ、積算運用の手引きを令和3年4月に、チェックリストを令和3年6月に改定し、再発防止を図っている。</p>

<p>今後は、適正な積算に努められた い。</p> <p>(施設整備課)</p>	
--	--

(2) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>諸経費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>環境事業所第2係解体工事 [No.3]</p> <p>(契約金額 3,342 万 6,000 円)</p> <p>本工事は環境事業所の解体工事である。</p> <p>本工事は解体の専門工事業者に発注していたが、諸経費の算定において、専門工事業者に発注する場合の諸経費率を適用すべきところ、誤って建築工事業者に発注する場合の諸経費率を適用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>諸経費の算定については、設計者が算定した諸経費に誤りがないか、精査者、所属長が、この度の事例を受けて再発防止のため新たに令和3年4月に作成した「チェックリスト」で確認を行うようチェック体制を強化した。</p> <p>また、今回の事例を令和3年4月に課内の研修等で情報共有し、注意喚起を図った。</p>

(3) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>橋梁塗装工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>東和白歩道橋補修工事 [No.2]</p> <p>(契約金額 3,481 万 7,200 円)</p> <p>本工事は老朽化した歩道橋の塗替え塗装を行う補修工事である。</p> <p>橋梁塗装工の積算において、積算基準の適用を誤り、標準単価に補正係数を乗じて設計単価を算出する必要があるにもかかわらず、補正係数を乗じないまま積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>適正な設計を行うよう令和3年7月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和3年1月にチェックリストの見直しを行い、再発防止を図っている。</p>

(4) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>業務委託料の積算を適正に行うべきもの</p> <p>中央区役所電話交換業務委託 [No. 9]</p> <p>(契約金額 882 万 9,000 円)</p> <p>本委託は区役所の電話交換を行う業務委託である。</p> <p>業務委託料の算定において、勤務日数を誤っていた。また、諸経費を含んだ見積価格を採用したにもかかわらず、別途に諸経費を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(総務課)</p>	<p>業務委託料の算定については、適正な積算がなされるよう令和 3 年 7 月に課内研修を実施し、職員に周知徹底した。</p> <p>また、令和 3 年 7 月の課内研修以降は複数の職員で算定根拠や積算内容を精査していくこととし、再発防止を図っている。</p>

(5) 早良区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>見積りによる単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p>早良区役所空調設備更新その他建築工事 [No. 3]</p> <p>(契約金額 3,093 万 2,000 円)</p> <p>本工事は区役所の空調設備等の更新に伴う建築工事である。</p> <p>建築工事の積算では、見積りによる単価を採用する場合には、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなっている。</p> <p>しかしながら、撤去及び内装等の見積りによる単価の採用にあたり、見積書に計上されていた諸経費のうち法定福利費のみを計上し、その他の諸経費（現場諸経費、会社諸経費等）を含まない金額を採用した結果、過小な積算となっていた。</p>	<p>今回の指摘内容を令和 3 年 7 月に課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(総務課)</p> <p>今回の指摘内容を令和 3 年 7 月に実施した課内会議等で周知するとともに、策定している「建築設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>

<p>また、諸経費の算定において、率の低減をする必要のない項目について低減を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(総務課, 財政局施設建設課関連)</p>	
--	--